

事業系一般廃棄物の処理手数料（清掃センターへの搬入手数料）を改定します

令和元年10月1日に予定されている消費税等の税率の引上げに伴い、事業系一般廃棄物の処理手数料（清掃センターへの搬入手数料）について、令和元年10月1日から消費税相当額分の引上げを行います。

また、事業系一般廃棄物の処理費の推移（処理単価増）や近隣市の状況等を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、令和2年1月1日以降の処理手数料を改定します。

処理手数料の算定にあたっては、現行手数料への改定時と同様に処理費の7割程度としています。

皆様のご理解ご協力をいただきますようお願いします。

	現行 (税抜)	令和元年10月1日から 令和元年12月31日まで (税込)	令和2年1月1日から (税込)
搬入手数料	210円/10kg (10kgに満たないときは、210円)	230円/10kg (10kgに満たないときは、230円)	270円/10kg (10kgに満たないときは、270円)

※令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）までは、清掃センターへの直接搬入はできませんのでご注意ください。

- ごみの収集運搬を一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託している場合
許可業者に支払う料金には事業系一般廃棄物の処理手数料（清掃センターへの搬入手数料）が含まれているため、今回の改定に伴い、契約料金に変更される場合があります。
契約料金については、契約している許可業者へご確認ください。

八千代市経済環境部クリーン推進課

☎047-483-1151（内線 2231～2233）

